

計 画 期 間

令和7年度～令和12年度

西脇市肉用牛生産近代化計画書

令和8年3月

兵庫県西脇市

目 次

- I 肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 肉用牛経営の改善の目標
 - 1 肉用牛経営
- IV 肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 肉用牛
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
- VI 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - 1 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 肉用牛生産の近代化に関する方針

中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承、経営を支える労働力や次世代の人材の確保を目指す。

また、家畜排せつ物の適正管理と利用の推進、資源循環型畜産の推進も積極化していく。

II 肉用牛の飼養頭数の目標

1 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和7年度）								目標（令和12年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
西脇市	全域	1,468	85	1,383	0	1,468	0	0	0	1,839	106	1,733		1,839	0	0	0

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種その他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

目指す経営の姿	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
		頭				(ha)
但馬牛の生産コスト低減と省力化を図る繁殖経営	家族 専業	80	繋ぎ・牛房 群飼	コントラクター	分離給与	—

生産性指標																	備考
牛				飼料						人							
分娩 間隔	初産 月齢	出荷 月齢	出荷時 体重	作付体系 及び単収	作付延 べ面積 ※放牧 利用を 含む	外部化	購入国 産飼料 (種類)	飼料自 給率 (国産飼料)	粗飼 料給 与率	生産コスト	労働	経営					主たる従事 者1人当 たり所得
										子牛1頭当たり 費用合計 (現状との比較)	子牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事 者)	粗収入	経営費	農業所得	万円	
ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
13.2	23.5	8.0	230	牧草 3,310g/10a 稲 WCS 2,300kg/10a	8	—	—	30.7	67	525,370 (98.5)	51.9	3,324 (1,600 ×2人)	5,323	3,362	1,961	980	家族 経営 2

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

目指す経営の姿	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
		頭			(ha)	
生産性の向上や規模拡大を図る但馬牛肥育経営	家族専業・法人	200	牛房群飼	—	分離給与	—

生産性指標																			備考
牛					飼料						人								
肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	飼料給与率	生産コスト		労働		経営				
											肥育牛1頭当たり費用合計 (現状との比較)	肥育牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得		
ヶ月 8	ヶ月 30	ヶ月 22	kg 695	kg 0.67	kg 稲わら 500 kg /10a	ha 12	コントラクター	—	% 16.4	% 33	円(%) 469,450 (98.5)	hr 33.9	hr 3,388 (1,700 ×2人)	万円 17,052	万円 15,185	万円 1,867	万円 934	家族経営 2	

- (注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。
 2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

IV 肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数 戸	② 飼養農家 戸数 戸	②/① %	肉用牛飼養頭数						
						総数 頭	肉専用種 頭			乳用種等 頭		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種
肉専用種 肥育経営	西脇市	現在	579	15	2.5	1,468	1,468	85	1,468			
		目標		15		1,839	1,839	106	1,733			
		現在 目標	()					()	()			
	合計	現在 目標	579 1,839	15 15	2.5	1,468 1,839	1,468 1,839	85 106	1,468 1,733			

(注)()内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

第2の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述すること。

① 規模拡大のための取組

・自立経営の育成

自動給餌機等の新しい技術を取り入れて、省力化かつ低コスト生産を推進し、規模拡大、大規模自立経営を育成する。

・ブランド力の強化

神戸ビーフの主要産地と「黒田庄和牛」の品質の良さをアピールし地域内外への販路拡大を推進する。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

・自給飼料の確保

低コストで省力的な生産システムを確立するため、飼料稲等の自給飼料の作付、堆肥との交換による稲ワラ収集等を推進する。

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

・環境対策への取組

換気や暑熱対策等、牛の快適性が確保される牛舎整備を進めるとともに、消費者の信頼に応えるため牛舎周辺の美化に務める。また、ふん尿処理施設の適正な管理・運営を行うことにより、有機質資源としての堆肥の有効利用に努めるとともに周辺環境に調和した畜産経営を推進する。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（令和12年度）
飼料自給率	肉用牛	18%	26%
飼料作物の作付延べ面積		26.7ha	33ha

2 具体的措置

第2の3の（5）の記載上の注意を参照の上、各都道府県において重点化する取組を中心に可能な限り具体的に記述すること。

① 粗飼料基盤強化のための取組

ア 国産稲わらの飼料利用の拡大を図るために、コントラクター組織等によるロールベラー等の必要な機械の装備を促進し、広範囲の稲わら収集や県内広域流通を推進する。

② 輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

ア 農地の集積・団地化を進め、農地の効率的な利用を図るとともに、令和12年度までに33haの草地整備を実施することを目標とする。

イ 米の戸別所得補償制度をはじめとする国補助制度の活用により、水田におけるWCS用稲等の飼料作物作付を推進する。特に、稲WCSについては研修会等を通じて生産・給与技術の普及を推進する。また、耕種農家と畜産農家の連携、コントラクターの育成等外部化による飼料増産を進めるとともに、国補助制度の活用等により生産に必要な専用機械の導入を促進し、生産体制の強化を図る。

ウ 放牧の推進を図るために、既存放牧場の再整備を含めた放牧面積拡大を目指す。また、耕種農家と連携した耕作放棄地等の活用や獣害防止効果のためのバッファゾーン放牧など、地域の活性化にも貢献する放牧を推進する。

VI 肉用牛の共同出荷その他の肉用牛の流通の合理化のための措置

1 肉用牛流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛（肥育牛）の出荷先

	現在（令和7年度）				目標（令和12年度）			
	出荷頭数 ①	出荷先		②/①	出荷頭数 ①	出荷先		②/①
		県内 ②	県外			県内 ②	県外	
肉専用種 乳用種 交雑種	頭 622	頭 622	頭	% 100	頭 622	頭 622	頭	% 100

(2) 肉用牛の流通の合理化

具体的取組

生産者が適期での出荷を行えるよう出荷体制の強化のための取組等について具体的に記述すること。

ア 繁殖肥育一貫経営体制の推進を含め、良質な肥育素牛導入の推進を図る。

イ 組織的な集出荷の体制の促進や、流通の合理化を図り、農協の預託制度の充実及び集出荷体制の確立を図る。

ウ 農産物加工施設の効率的な利用で枝肉・部分肉の流通拡大を図るとともに黒田庄和牛取扱指定店取引の拡大、また農協を中心とした阪神間への安定出荷に努め、市場の開拓を行う。

VII その他肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

計画期間内に重点的に取り組む事項

【事項番号○※ (対象地域：)】

※ 事項番号は、第1の3の(1)の番号を記載すること。

【事項番号①肉用牛経営の増頭・増産 (対象地域：西脇市黒田庄地域)】

【事項番号②中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承 (対象地域：西脇市黒田庄地域)】

別記様式第4号
(市町村計画を協議する場合)

西脇市における肉用牛生産の近代化を図るための計画の協議書

け ～ 752

令和8年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦 殿

西脇市長 片山象三

西脇市における肉用牛生産の近代化を図るための計画案を作成したので、肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第4項において準用する第2条の3第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(市町村計画の変更協議をする場合)

西脇市における肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の協議書

け 752
令和8年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦 殿

西脇市長 片山象三

西脇市における肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第4項において準用する第2条の3第4項及び第5項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。